

執筆者:

E-mail✉ [木目田 裕](#)

E-mail✉ [西田 朝輝](#)

E-mail✉ [梅澤 周平](#)

E-mail✉ [宮本 聡](#)

E-mail✉ [松本 佳子](#)

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2022年3月31日】

IFRS 財団、サステナビリティに関する開示についての基準を開示

<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/03/issb-delivers-proposals-that-create-comprehensive-global-baseline-of-sustainability-disclosures/>

IFRS 財団¹が設置した国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board (ISSB))は、総合的なサステナビリティ関連の情報開示の基準案及び気候関連の情報開示の基準案を公表しました。

本基準案は、気候関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD))²の提言に基づくものであり、例えば、①日用品(Household & Personal Products)については総取水量や総消費水量など、②鉄鋼(Iron & Steel Producers)については総燃料消費量や石炭や天然ガスの割合など、③飲食店(Restaurants)については環境・社会基準等に関する第三者機関の認証等を受けた食品の購入割合などというように、業種ごとに、開示すべき項目等をまとめていることが特徴です。

ISSB は、2022年7月29日まで、本基準案に対するフィードバックを募集しており、その後、2022年年末までに新たな基準を公表することを予定しています。

【2022年4月8日】

金融庁、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」を公表

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/20220408/20220408.html>

金融庁は、2022年4月8日、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」と題するレポートを公表しました。

本レポートは、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策について、①日本の金融機関等を取り巻く状況、②2022年3月末時点における金融庁所管事業者の対応状況、③金融活動作業部会(FATF: Financial Action Task Force)の第4次対日相互審査の結果及び④金融庁の取組等をまとめたもので、その概要は以下のとおりです。

① 日本の金融機関等を取り巻く状況

本レポートでは、決済手段の多様化やグローバル化等が進行し、金融取引がより複雑化する中、金融機関等の直面するマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下「マネロン等」といいます。)に関するリスクも変化していること、マネロン等に

¹ 国際会計基準(IFRS)の策定を担う民間の非営利組織です。

² G20の要請を受け、国際金融に関する監督業務を行う機関である金融安定理事会(FSB)により設置されたタスクフォースです。

関する資金移転は国境を跨いで行われることが多く、国際的なマネロン等対策の重要性は年々高まっており、マネロン等リスクの変化に応じた継続的なマネロン等管理態勢の高度化が求められていることなどを指摘し、マネロン等のリスクに対し堅牢な態勢を構築することが日本の金融機関等にとって喫緊の課題であると指摘しております。

その上で、本レポートでは、マネロン等対策において注意すべき犯罪類型やリスクとして、暗号資産を使ったマネロン・テロ資金供与・拡散金融、資金決済におけるリスク、非対面決済におけるリスク、デジタル技術を活用した取引時確認手法(e-KYC)におけるリスク、フィッシング詐欺、ランサムウェア等のサイバー犯罪、特殊詐欺をはじめとした詐欺事案、テロ資金供与リスク及び地政学リスク(大量破壊兵器に関する拡散金融リスクを含む)などを挙げております。

② 2022年3月末時点における金融庁所管事業者の対応状況

金融庁は、金融機関等から収集した定量・定性情報を踏まえ、各業態及び各金融機関等のマネロン等に係るリスクを特定・評価した上で、そのリスクに応じて金融機関等に対する検査・ヒアリングといったモニタリングを実施しているところ、本レポートでは、このモニタリングの結果等がまとめられております。

本レポートによれば、業態共通で見られる全体的な傾向としては、2018年2月に金融庁がマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインを公表以降、多くの金融機関等において、態勢高度化に向けた取組に着手し、営業現場を含め検証態勢等の整備に進捗が見られること、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施やそのリスクに応じた継続的な顧客管理に関する検討とともに、継続的顧客管理やリスクに応じた敷居値を用いた取引モニタリングシステムの活用や制裁対象者とのリスク照合のための取引フィルタリングシステムの活用も進められていることが認められること等が報告されております。一方で、2021年2月のマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン改正では、2024年3月末までに同ガイドラインの「対応を求められる事項」に対応することが求められているところ、金融機関等において、2024年3月末を目標に態勢整備が順次進められ、全体的な態勢の水準は高度化していると認められるものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた行動計画の検討に時間を要し、実際の取組に遅れが見られる金融機関等が存在していることなどが報告されております。

また、金融機関等から収集した定量・定性情報の分析結果として、幅広い業態で態勢の構築・高度化の動きが見られる一方で、リスクの特定・評価に関する手順が文書化されておらず、組織内の承認を経て規程化されていない等、態勢整備が十分でない事例が見られるなど、今一段の対応が求められるとの指摘もなされております。

その上で、本レポートでは、預金取扱金融機関、暗号資産交換業者、資金移動業者、保険会社、金融商品取引業者等、信託銀行・信託会社、貸金業者等の業態別のリスクの所在、現状及び課題がまとめられています。

③ 金融活動作業部会(FATF:Financial Action Task Force)の第4次対日相互審査の結果

本レポートでは、FATFの第4次対日相互審査においては、法令等整備状況に加え、法令の執行状況とその有効性に関する審査が行われ、日本のマネロン等対策が認められつつも、全体として「重点フォローアップ国」と評価されたこと、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督・検査や法人等の悪用防止、捜査・訴追などに優先的に取り組むべきとされたことなどが報告されております。

④ 金融庁の取組

本レポートでは、金融庁の取組として、金融機関等に対するモニタリングを通じた事項等を踏まえたガイドラインの改訂、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」の策定・公表・改訂、金融機関のマネロン等対策の実施状況等に係る定量・定性情報の報告徴求、マネロン等対策に係る期限の明示、マネロン等対策に焦点を当てた検査の実施、マネロン等対策に係るシステムの共同化などが挙げられております。

【2022年4月8日】

公正取引委員会、「クレジットカードの取引に関する実態調査」の調査結果を公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/apr/220408.html>

公正取引委員会は、2022年4月8日、「クレジットカードの取引に関する実態調査」の調査結果をまとめた報告書を公表し、国際ブランドのクレジットカード会社に対し、標準料率(国際ブランドが定めるデフォルトの料率)の公表を求める考え等を示しました。

今回の実態調査は、「成長戦略実行計画」(2021年6月18日閣議決定)において、「我が国では、キャッシュレス決済導入の拡大への課題の一つとして、クレジットカード加盟店手数料が高額であることが指摘されている。ヒアリングによると、加盟店手数料の約7割をインターチェンジャー(クレジットカードでの決済があった際に、お店と契約する決済会社が、利用者と契約する決済会

社に支払う手数料)が占めている。こうした点を踏まえ、公正取引委員会による調査…(略)…を実施する」とされたことを踏まえて、公正取引委員会が実施したものです。

本報告書は、日本では標準料率が公開されていないものの、海外の 60 超の国では国際ブランドの標準料率が公開されていること、標準料率が公開された場合には、加盟店・アクワイアラ³間において、加盟店がアクワイアラに支払う加盟店手数料の交渉が活発化し、アクワイアラ間の競争が促進され、その結果、加盟店手数料が下がる可能性などを指摘した上で、標準料率を定めている国際ブランドは、日本においても標準料率を公開することが適当であると結論づけております。

また、本報告書は、①国際ブランドが共同してインターチェンジフィーの標準料率を決定すること、②クレジットカード会社が共同して、国際ブランドが定める標準料率を用いることを決定すること及び③国際ブランドとクレジットカード会社が共同して標準料率を決定することは、独占禁止法上問題(不当な取引制限等)となるおそれがあることなども指摘しています。

さらに、本報告書は、アクワイアラとしての国際ブランド又はそのフランチャイジー⁴が共同して、他のフランチャイジーと加盟店契約を締結している加盟店と取引しないことを取り決めることは、独占禁止法上問題(不当な取引制限等)となるおそれがあること、アクワイアラとしての国際ブランドがフランチャイジーの加盟店手数料を拘束することは、その行為がフランチャイジー間の加盟店獲得競争や他の国際ブランドのアクワイアラとの加盟店獲得競争を減殺するおそれがある場合には、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれがあることを指摘しています。

また、本報告書は、国際ブランドが、加盟店が同一商品についてカード利用客と現金利用客に異なる料金を設定することを一律に禁止することは、この行為が加盟店間の顧客獲得競争を減殺するおそれがある場合には、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれがあること、加盟店が共同してサーチャージ⁵を行うことを決定することは、独占禁止法上問題(不当な取引制限等)となるおそれがあること等も指摘しております。

【2022 年 4 月 18 日】

金融庁、四半期報告書の廃止に向けた検討を開始

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclose_wg/siryou/20220418.html

2022 年 4 月 18 日、金融庁は、金融審議会の作業部会であるディスクロージャーワーキング・グループにおいて、金融商品取引法に基づく第 1・第 3 四半期報告書を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化する方針を示しました。今後、ディスクロージャーワーキング・グループにおいては、上記方針に加え、一本化後の四半期開示の内容、虚偽記載に対するエンフォースメント、監査法人によるレビューの有無等についても議論が行われる予定です。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

³ アクワイアラとは、加盟店と加盟店契約を締結しているクレジットカード会社であり、イシュー(カード会員と会員契約を締結するクレジットカード会社)から、(アクワイアラからイシューに対する請求額からインターチェンジフィーを差し引いた金額で)代金立替払相当額の金銭の支払を受け、加盟店に対し、(加盟店からアクワイアラに対する請求額から加盟店手数料を差し引いた金額で)代金立替払を行う。また、アクワイアラ、イシューは、それぞれ、国際ブランドに手数料を支払う。アクワイアラとイシューが同一である場合や、アクワイアラと国際ブランドが同一である場合もある。

⁴ ここに言う「フランチャイジー」とは、国際ブランドとフランチャイズ契約を締結しているクレジットカード会社のことである。

⁵ サーチャージとは、加盟店がカード会員に対し、商品価格に加盟店手数料の全部又は一部を上乗せした料金等、商品価格よりも高い料金を請求することを言います。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 